

二宮町議会議員政治倫理規定要綱

(目的)

第1条 この要綱は二宮町議会基本条例第5条に基づき、議員の倫理規定を定めるものとする。

(政治倫理基準)

第2条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して公職選挙法などの関係法令を遵守すること。
- (2) 地位を利用して、いかなる金品等も授受しないこと。特に以下の項目については留意すること。
 - ①企業・団体からの金品等の寄附は受けない。
 - ②町内会・自治会、その他町の財政援助団体並びに公的行事へ参加する場合の会費以外での金品等の提供及び祝電・弔電は行わない。
 - ③答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状(紙媒体・電報・レタックス等)は行なわない。
- (3) 町(町が設立した公社並びに町が資本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。)が行う工事等の請負契約、業務委託契約若しくは物品納入契約又は町が行う許認可に関して、不当な関与をしないこと。
- (4) 町職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 町職員の人事に関して、不当な関与をしないこと。
- (6) 職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用しないこと。

(遵守義務)

第3条 政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれた議員は、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。